

資料No.2 別紙	国民健康保険システム標準化 第1回給付管理ワーキングチーム
	令和4年2月4日

国民健康保険システム標準化  
第1回給付管理ワーキングチーム  
補足資料

令和4年2月4日

1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

## 1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

- 本資料は、資料No.2「第1回給付管理ワーキングチーム 議題一覧」における通番24他の議題（都道府県及び市区町村における独自の医療費助成制度（地方単独事業）に関する機能について）に関する補足資料となります。
- 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度（以下「地方単独事業」という。）については、様々な基準・運用が存在し、また、高額療養費の算定において、計算等が複雑化しやすいことから、標準化が困難であると考えられる一方、給付業務の事務処理に密接に関係している実態があります。
- そのため、標準仕様書たたき台の事前確認において、構成員様より地方単独事業に関する機能について、「市区町村の事務処理の負担が大きくなるよう、標準仕様を検討する必要がある」、「地方単独事業の取り扱いについて、一定の基準を検討できないか」といったご意見をいただきました。
- 地方単独事業については、各都道府県及び各市区町村が独自に定めるものであり、高額療養費における地方単独公費の按分方法等が法令等で定められていないことから、本給付WTにて、標準仕様として最低限必要となる機能を検討する必要があると考えております。
- 検討を進めるにあたり、次ページ以降に市町村事務処理標準システムが実装している地方単独公費に関連する機能の概要をお示しします。
- 次ページ以降に示した機能内容をベースとし、標準仕様に必要なと考える機能要件の検討を進めさせてください。
- なお、本検討課題につきましては、2月中旬より予定している標準仕様書（案）のご確認（詳細は後程説明）の際にも、各構成員様にご確認いただき、ご意見を賜りたいと考えております。

1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

<①レセプト管理機能について（機能・帳票要件 14 資格給付確認・給付記録管理）>  
レセプトを管理する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	レセプト情報の管理	・地方単独公費に関する情報（※1）の管理が可能であること。 ※1：公費負担者番号、公費受給者番号、費用額内訳。
2	レセプト情報の登録	・地方単独公費の登録、訂正が可能であること。（※2） ・地方単独公費の情報を含むレセプトデータ（KD_IF317）の取り込みが可能であること。（※2） ※2：システムによる費用額計算は行わない。レセプトデータ（KD_IF317）を取り込む際は、レセプトデータ（KD_IF317）に設定されている国保総合システムの費用額計算結果をそのまま登録する。オンライン画面などからの登録、訂正を行う場合、システム外で計算した費用額を登録する。

<②療養費管理機能について（機能・帳票要件 22 申請者管理・支給管理）>  
療養費を管理する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	療養費情報の管理	・地方単独公費に関する情報（※3）の管理が可能であること。 ※3：公費負担者番号、公費受給者番号、費用額内訳。
2	療養費情報の登録	・地方単独公費の登録、訂正が可能であること。（※4） ※4：システムによる費用額計算は行わない。オンライン画面などからの登録、訂正を行う場合、システム外で計算した費用額を登録する。

1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

<③高額療養費の算定機能について（機能・帳票要件 16 高額療養費支給）>

高額療養費を算定する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	高額療養費の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方単独公費の負担額を算定基礎に含め、高額療養費の算出が可能であること。</li> <li>・算出した高額療養費について、被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を按分することが可能であること。（※5）</li> <li>※5：「保国発1204第2号 平成29年12月4日 国民健康保険における外来療養に係る年間の高額療養費の支給等の事務の取扱いについて」にて示された按分方法を基本とし、各計算段階（前期外来分の算定、前期入院分の算定などの段階）にて、被保険者が負担した額及び地方単独公費が負担した額の割合に応じ、按分する。</li> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を管理できること。</li> </ul>
2	高額療養費の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を訂正できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行う場合を考慮し、給付システムが算定した高額療養費の算定結果及び算定基礎情報をファイル出力できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行った結果を登録したファイルを取り込み、調整（按分）結果を登録できること。</li> </ul>
3	高額療養費の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額療養費より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、勧奨通知及び高額療養費支給申請書が作成できること。</li> </ul>

<④高額療養費の支給機能について（機能・帳票要件 22 申請者管理・支給管理）>

高額療養費をする支給する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	高額療養費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額療養費より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、支給処理を行えること。（※6）</li> <li>※6：地方単独公費への振り替え処理を行うための機能は実装しない。</li> </ul>

1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

<⑤高額療養費（外来年間合算）の機能について（機能・帳票要件 16 高額療養費支給）>

高額療養費（外来年間合算）を算定する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	高額介護合算療養費の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方単独公費の負担額を算定基礎に含め、高額介護合算療養費の算出が可能であること。</li> <li>・算出した高額療養費について、被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を按分することが可能であること。（※5）</li> </ul> <p>※5：「保国発1204第2号 平成29年12月4日 国民健康保険における外来療養に係る年間の高額療養費の支給等の事務の取扱いについて」にて示された按分方法を基本とし、各計算段階（前期外来分の算定、前期入院分の算定などの段階）にて、被保険者が負担した額及び地方単独公費が負担した額の割合に応じ、按分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を管理できること。</li> </ul>
2	高額介護合算療養費の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を訂正できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行う場合を考慮し、給付システムが算定した高額介護合算療養費の算定結果及び自己負担額情報をファイル出力できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行った結果を登録したファイルを取り込み、調整（按分）結果を登録できること。</li> </ul>
3	高額介護合算療養費の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額介護合算療養費より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、勧奨通知及び高額介護合算療養費支給申請書が作成できること。</li> </ul>
4	高額介護合算療養費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額介護合算療養費より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、支給処理を行えること。（※6）</li> </ul> <p>※6：地方単独公費への振り替え処理を行うための機能は実装しない。</p>

1. 各都道府県及び各市区町村で独自の医療費助成制度に関する機能について

＜⑥高額介護合算療養費の機能について（機能・帳票要件 17 高額介護合算療養費支給）＞  
 高額介護合算療養費を算定する機能における、地方単独公費が関連する機能を以下の表に示す。

#	機能概要	機能内容
1	高額療養費（外来年間合算）の算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方単独公費の負担額を算定基礎に含め、高額療養費（外来年間合算）の算出が可能であること。</li> <li>・算出した高額療養費について、被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を按分することが可能であること。（※5）</li> <li>※5：被保険者が負担した額及び地方単独公費が負担した額の割合に応じ、按分する。</li> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を管理できること。</li> </ul>
2	高額療養費（外来年間合算）の訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給額及び地方単独公費への振り替え額を訂正できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行う場合を考慮し、給付システムが算定した高額療養費（外来年間合算）の算定結果及び自己負担額情報をファイル出力できること。</li> <li>・外付けシステムなどで独自の調整（按分）を行った結果を登録したファイルを取り込み、調整（按分）結果を登録できること。</li> </ul>
3	高額療養費（外来年間合算）の勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額療養費（外来年間合算）より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、勧奨通知及び高額療養費（外来年間合算）支給申請書が作成できること。</li> </ul>
4	高額療養費（外来年間合算）の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者への支給見込み額（高額療養費（外来年間合算）より地方単独公費への振り替え額を控除した額）を基に、支給処理を行えること。（※6）</li> <li>※6：地方単独公費への振り替え処理を行うための機能は実装しない。</li> </ul>